仕様書番号：１０

仕　　　様　　　書

件　名	令和７年度事業系一般廃棄物処理（別府）	作成年月日	令　和　７　年　２　月　７　日
		所　　　属	別府駐屯地業務隊管理科
		作　成　者	防衛技官　後藤　陽介

１　適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊別府駐屯地が発注する令和７年度の「事業系一般廃棄物処理（別府）」に適用する。

２　実施場所

(1)　大分県別府市大字鶴見４５４８－１４３　陸上自衛隊別府駐屯地

(2)　大分県速見郡日出町南畑　　十文字原演習場

３　実施期間

令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）

４　概　　要

事業系一般廃棄物の収集、搬出及び処理を実施する。細部廃棄物の種類等については、下表のとおりとする。（詳細は別紙第１参照）

廃棄物種類	収　集　日	年間排出予定数量
可　燃　物	週２回（月・木曜日） （上記のほかにその他必要に応じて監督官が指示した日）	80,000　kg
缶・ビン・ ペットボトル	月２回（第２・４金曜日） （上記のほかにその他必要に応じて監督官が指示した日）	4,000　kg

５　一般事項

(1)　廃棄物の収集場所については別紙第３に示した場所とし、また監督官が別に示した場所のものを収集することとする。

(2)　請負業者は当該自治体の長が発行した「事業系一般廃棄物処分業許可証」及び「事業系一般廃棄物収集運搬業許可証」を保有していることとする。

(3)　収集作業の際に官側の施設等を破損・損傷させた場合には、速やかに監督官へ報告するとともに原状に復旧させることとする。

(4)　収集作業中は、安全管理を十分に留意し、事故等が発生しないよう行うこととする。

(5)　廃棄物の処分は、関係法令・規則及び自治体の条例等を遵守して行うこととする。

(6)　収集時間は、原則として午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間は除く。）とする。ただし、諸般の事情により収集時間が監督官から別に示された場合は、その指示に従うこととする。

(7)　自衛隊の敷地内に入る際は駐屯地の規律に従い、入門手続きを行うこととする。

(8)　その他疑義が生じた場合は、監督官と協議して実施することとする。

６　特記事項

(1)　毎月の収集搬出処分の量等は別紙第２「別府駐屯地一般廃棄物処理報告書」に所定の数量等を記載し、計量伝票と併せて、当該回収月の翌月に提出することとする。

(2)　廃棄物の計量については、別府駐屯地及び十文字原演習場から搬出されたもののみとし、それ以外で収集した廃棄物を混入させての計量は不可とする。

(3)　廃棄物の収集は別府駐屯地の収集後、十文字原演習場で収集することとする。

(4)　隊員の生活ごみ（可燃物・資源ごみ等）は、別府市指定ごみ袋に入れて廃棄しているものであるが、本件の対象外であるため、誤収集がないよう注意することとする。

別紙第1

令和7年度別府駐屯地事業系一般廃棄物排出予定数

月	可燃物	缶・ビン・ペットボトル
4月	7,000 kg	300 kg
5月	6,000 kg	200 kg
6月	7,000 kg	400 kg
7月	7,000 kg	300 kg
8月	6,000 kg	300 kg
9月	8,000 kg	500 kg
10月	7,000 kg	300 kg
11月	6,000 kg	400 kg
12月	6,000 kg	400 kg
1月	6,000 kg	200 kg
2月	8,000 kg	500 kg
3月	6,000 kg	200 kg
合計	**80,000 kg**	**4,000 kg**

※上記の予定数は過去の実績を参考に考慮したもので、あくまで目安の数量であり、それよりも多い場合や少ない場合がある。

別紙第2

別府駐屯地一般廃棄物処理報告書〔　　月分〕

日	可燃物		缶・ビン・ペットボトル	
	重量	車両数	重量	車両数
1	kg	台	kg	台
2	kg	台	kg	台
3	kg	台	kg	台
4	kg	台	kg	台
5	kg	台	kg	台
6	kg	台	kg	台
7	kg	台	kg	台
8	kg	台	kg	台
9	kg	台	kg	台
10	kg	台	kg	台
11	kg	台	kg	台
12	kg	台	kg	台
13	kg	台	kg	台
14	kg	台	kg	台
15	kg	台	kg	台
16	kg	台	kg	台
17	kg	台	kg	台
18	kg	台	kg	台
19	kg	台	kg	台
20	kg	台	kg	台
21	kg	台	kg	台
22	kg	台	kg	台
23	kg	台	kg	台
24	kg	台	kg	台
25	kg	台	kg	台
26	kg	台	kg	台
27	kg	台	kg	台
28	kg	台	kg	台
29	kg	台	kg	台
30	kg	台	kg	台
31	kg	台	kg	台
合計	kg	台	kg	台

上記のとおり　　月分の別府駐屯地等から搬出・処分した一般廃棄物について報告します。

令和　　年　　月　　日

請負業者　　　　　　　　　　　　印

別紙第3

案 内 図　　1／X

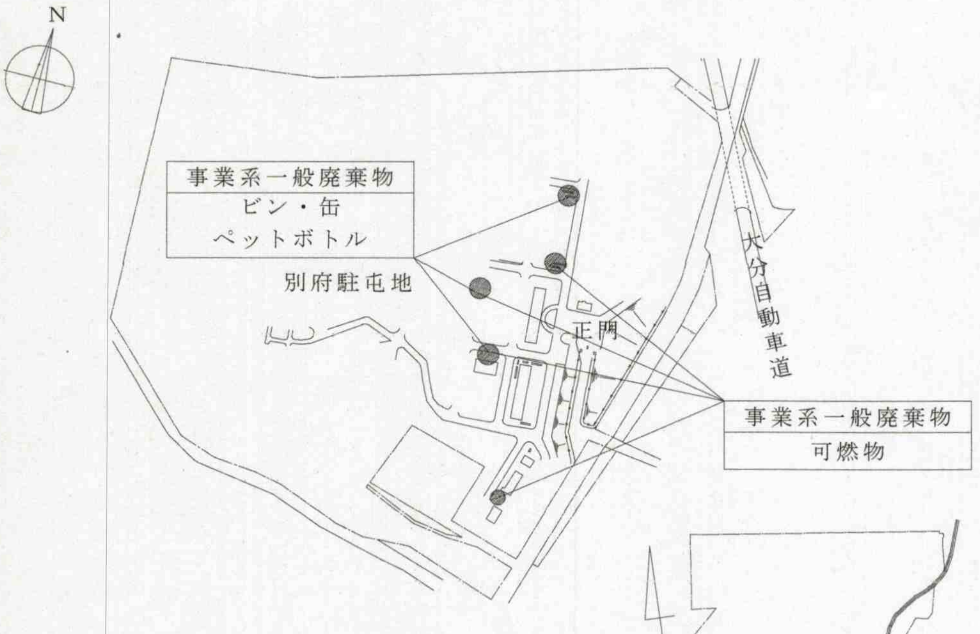

別府駐屯地配置図　1／X

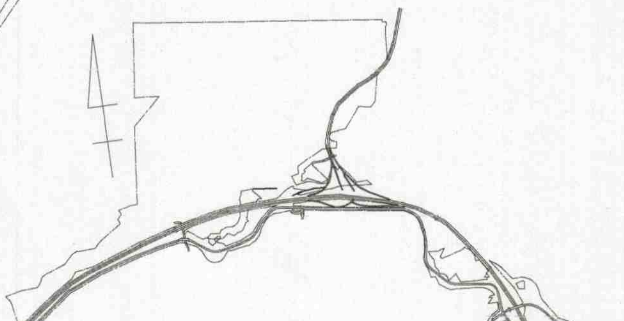

十文字原演習場配置図　1／X

仕様書番号：１１

仕　　　様　　　書

件名	令和７年度産業廃棄物処理（別府）	作成年月日	令和７年２月７日
		所属	別府駐屯地業務隊管理科
		作成者	防衛技官　後藤　陽介

１　適用範囲

本仕様書は陸上自衛隊別府駐屯地が発注する令和７年度の「産業廃棄物処理（別府）」に適用する。

２　実施場所

大分県別府市大字鶴見４５４８－１４３　陸上自衛隊別府駐屯地

３　実施期間

令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）

４　概　　要

産業廃棄物の収集、搬出及び処理を実施する。細部廃棄物の種類等については、下表のとおりとする。（詳細は別紙第１参照）

廃棄物種類	収集日基準	年間排出予定数量
草・木・枝	5月、6月、7月、9月、11月、2月を基準とする。（回収日や細部は係官と調整する事。）	65,000 kg

※回収物がない場合は、係官から調整連絡をする。

５　一般事項

(1)　廃棄物の収集場所については別紙第３に示した場所とし、また監督官が別に示した場所のものを収集することとする。

(2)　請負業者は県知事が発行した「産業廃棄物処分業許可証」及び「産業廃棄物収集運搬業許可証」を保有していることとする。

(3)　収集作業の際に官側の施設等を破損・損傷させた場合には、速やかに監督官へ報告するとともに原状に復旧させることとする。

(4)　収集作業中は安全管理を十分に留意し、事故等が発生しないよう行うこととする。

(5)　廃棄物の処分は、関係法令・規則及び自治体の条例等を遵守して行うこととする。

(6)　収集時間は、原則として午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間は除く。）とする。ただし、諸般の事情により収集時間が監督官から別に示された場合は、その時間に従うこととする。

(7)　自衛隊の敷地内に入る際は駐屯地の規律に従い、入門手続きを行うこととする。

(8)　その他疑義が生じた場合は、監督官と協議して実施することとする。

６　特記事項

(1)　毎回の収集搬出処分の量等は別紙第２「別府駐屯地産業廃棄物処理報告書」に所定の数量等を記載し、公益社団法人全国産業資源循環連合会発行の「産業廃棄物管理票」の最終処分証明（Ｅ票）と併せて、当該回収月の翌月に提出することとする。

(2)　廃棄物の計量については、別府駐屯地内で収集したもののみとし、それ以外で収集した廃棄物や誤収集した廃棄物を混入させての計量は不可とする。

(3)　隊員の生活ごみ（もえないごみ等）や監督官が指示していない廃棄物は本件の対象外であるため、誤収集がないよう注意することとする。

別紙第１

令和７年度別府駐屯地産業廃棄物排出予定数

月	草・木・枝
４　月	0　kg
５　月	10,000　kg
６　月	10,000　kg
７　月	10,000　kg
８　月	0　kg
９　月	15,000　kg
１０月	0　kg
１１月	10,000　kg
１２月	0　kg
１　月	0　kg
２　月	10,000　kg
３　月	0　kg
合　計	65,000　kg

※上記の予定数は過去の実績を参考に考慮したもので、あくまで目安の数量であり、それよりも多い場合や少ない場合がある。

別紙第２

別府駐屯地産業廃棄物処理報告書〔　　月分〕

日	草・木・枝	
	重　　量	車両数
１	kg	台
２	kg	台
３	kg	台
４	kg	台
５	kg	台
６	kg	台
７	kg	台
８	kg	台
９	kg	台
１０	kg	台
１１	kg	台
１２	kg	台
１３	kg	台
１４	kg	台
１５	kg	台
１６	kg	台
１７	kg	台
１８	kg	台
１９	kg	台
２０	kg	台
２１	kg	台
２２	kg	台
２３	kg	台
２４	kg	台
２５	kg	台
２６	kg	台
２７	kg	台
２８	kg	台
２９	kg	台
３０	kg	台
３１	kg	台
合　計	kg	台

上記のとおり　　月分の別府駐屯地から搬出・処分した産業廃棄物について報告します。

令和　　年　　月　　日

請負業者　　　　　　　　　　　　印

案　内　図　　１／Ｘ

別府駐屯地配置図　１／Ｘ

仕様書番号：１２

仕　　様　　書

件名	令和７年度産業廃棄物処理（施設廃材）（別府）	作成年月日	令和７年２月７日
		所属	別府駐屯地業務隊管理科
		作成者	防衛技官　後藤　陽介

１　適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊別府駐屯地が発注する令和７年度の「産業廃棄物処理（施設廃材）（別府）」に適用する。

２　実施場所

大分県別府市大字鶴見４５４８－１４３　陸上自衛隊別府駐屯地

３　実施期間

令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）

４　概　　要

産業廃棄物の収集、搬出及び処理を実施する。細部廃棄物の種類等については、下表のとおりとする。

廃棄物種類	回収日基準	年間排出予定数量
金属	４月、６月、８月、１２月、２月を基準とする。（当該月の１５日を基準に回収とする。１５日が土日祝の場合、前後日で回収する。細部は係官と調整する事。）	500　kg
ガラス・陶磁器		100　kg
廃プラスチック		1,000　kg
石膏ボード・不燃材	６月、１２月を基準とする。（当該月の１５日を基準とする。１５日が土日祝の場合、前後日で回収する。細部は係官と調整する事。）	500　kg
蛍光灯		1,000　kg

※回収物がない場合は、係官から連絡調整する。

５　一般事項

(1)　廃棄物の収集場所については別紙第２に示した場所とし、また監督官が別に示した場所のものを収集することとする。

(2)　請負業者は県知事が発行した「産業廃棄物処分業許可証」及び「産業廃棄物収集運搬業許可証」を保有していることとする。

(3)　収集作業の際に官側の施設等を破損・損傷させた場合には、速やかに監督官へ報告するとともに原状に復旧させることとする。

(4)　収集作業中は、安全管理を十分に留意し、事故等が発生しないよう行うこととする。

(5)　廃棄物の処分は、関係法令・規則及び自治体の条例等を遵守して行うこととする。

(6)　収集時間は、原則として午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間は除く。）とする。ただし、諸般の事情により収集時間が監督官から別に示された場合は、その時間に従うこととする。

(7)　自衛隊の敷地内に入る際は駐屯地の規律に従い、入門手続きを行うこととする。

(8)　その他疑義が生じた場合は、監督官と協議して実施することとする。

６　特記事項

(1)　毎回の収集搬出処分の量等は別紙第１「別府駐屯地産業廃棄物処理報告書」に所定の数量を記載し、公益社団法人全国産業資源循環連合会発行の「産業廃棄物管理票」の最終処分証明（Ｅ票）と併せて、当該回収月の翌月に提出することとする。

(2)　廃棄物の計量については、別府駐屯地内で収集したもののみとし、それ以外で収集した廃棄物や誤収集した廃棄物を混入させての計量は不可とする。

(3)　隊員の生活ごみ（もえないごみ等）や監督官が指示していない廃棄物は本件の対象外であるため、誤収集しないよう注意することとする。

(4)　蛍光灯の搬出の際、梱包や整理等は業者自身で行うこととする。

別紙第１

別府駐屯地産業廃棄物処理報告書〔　　月分〕

日	金属くず		ガラス・陶磁器		廃プラスチック		石膏ボード・不燃材		蛍光灯	
	重　量	車両数	重　量	車両数	重　量	車両数	重　量	車両数	重　量	車両数
1	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
2	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
3	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
4	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
5	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
6	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
7	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
8	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
9	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
10	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
11	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
12	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
13	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
14	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
15	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
16	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
17	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
18	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
19	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
20	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
21	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
22	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
23	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
24	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
25	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
26	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
27	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
28	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
29	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
30	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
31	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
合　計	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台

上記のとおり　　月分の別府駐屯地から搬出・処分した産業廃棄物について報告します。

令和　　年　　月　　日

請負業者　　　　　　　　　　　　　　　印

案　内　図　　１／Ｘ

別府駐屯地配置図　１／Ｘ

仕　　　様　　　書

件　名	令和７年度事業系一般廃棄物処理（大分）	作成年月日	令和７年２月７日
		所　　属	大分弾薬支処総務科
		作　成　者	防衛技官　若菜　英樹

１　適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊別府駐屯地が発注する令和７年度の「事業系一般廃棄物処理（大分）」に適用する。

２　実施場所

大分県大分市大字鴛野１２９番地　　陸上自衛隊大分分屯地

３　実施期間

令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）

４　概　　要

事業系一般廃棄物の収集、搬出及び処理を実施する。細部廃棄物の種類等については、下表のとおりとする。（詳細は別紙第１参照）

廃棄物種類	収　集　日	年間排出予定数量
可　燃　物	週２回（月・木曜日） （上記のほかにその他必要に応じて監督官の指示した日）	3,500　kg

５　一般事項

(1)　廃棄物の収集場所については別紙第３に示した場所とし、また監督官が別に示した場所のものを収集することとする。

(2)　請負業者は当該自治体の長が発行した「事業系一般廃棄物処分業許可証」及び「事業系一般廃棄物収集運搬業許可証」を保有していることとする。

(3)　収集作業の際に官側の施設等を破損・損傷させた場合には、速やかに監督官へ報告するとともに原状に復旧させることとする。

(4)　収集作業中は、安全管理を十分に留意し、事故等が発生しないよう行うこととする。

(5)　廃棄物の処分は、関係法令・規則及び自治体の条例等を遵守して行うこととする。

(6)　収集時間は、原則として午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間は除く。）とする。ただし、諸般の事情により収集時間が監督官から別に示された場合は、その時間に従うこととする。

(7)　自衛隊の敷地内に入る際は分屯地の規律に従い、入門手続きを行うこととする。

(8)　その他疑義が生じた場合は、監督官と協議して実施することとする。

６　特記事項

(1)　毎月の収集搬出処分の量等は別紙第２「大分分屯地一般廃棄物処理報告書」に所定の数量等を記載し、計量伝票と併せて、当該回収月の翌月に提出することとする。

(2)　廃棄物の計量については、大分分屯地から搬出されたもののみとし、それ以外で収集した廃棄物を混入させての計量は不可とする。

(3)　隊員の生活ごみ（燃えるごみ等）は、大分市指定ごみ袋に入れて廃棄しているものであるが、本件の対象外であるため、誤収集がないよう注意することとする。

別紙第１

令和７年度大分分屯地事業系一般廃棄物排出予定数

月	可　燃　物
４　月	300　kg
５　月	300　kg
６　月	300　kg
７　月	300　kg
８　月	300　kg
９　月	300　kg
１０月	300　kg
１１月	300　kg
１２月	300　kg
１　月	200　kg
２　月	300　kg
３　月	300　kg
合　計	**3,500　kg**

※上記の予定数は過去の実績を参考に考慮したもので、あくまで目安の数量であり、それよりも多い場合や少ない場合がある。

別紙第2

大分分屯地一般廃棄物処理報告書 〔　　月分〕

日	可　燃　物	
	重　　量	車両数
1	kg	台
2	kg	台
3	kg	台
4	kg	台
5	kg	台
6	kg	台
7	kg	台
8	kg	台
9	kg	台
10	kg	台
11	kg	台
12	kg	台
13	kg	台
14	kg	台
15	kg	台
16	kg	台
17	kg	台
18	kg	台
19	kg	台
20	kg	台
21	kg	台
22	kg	台
23	kg	台
24	kg	台
25	kg	台
26	kg	台
27	kg	台
28	kg	台
29	kg	台
30	kg	台
31	kg	台
合　計	kg	台

上記のとおり　　月分の大分分屯地等から搬出・処分した一般廃棄物について報告します。

令和　　年　　月　　日

請負業者　　　　　　　　　　　　印

大分分屯地案内図　1/X

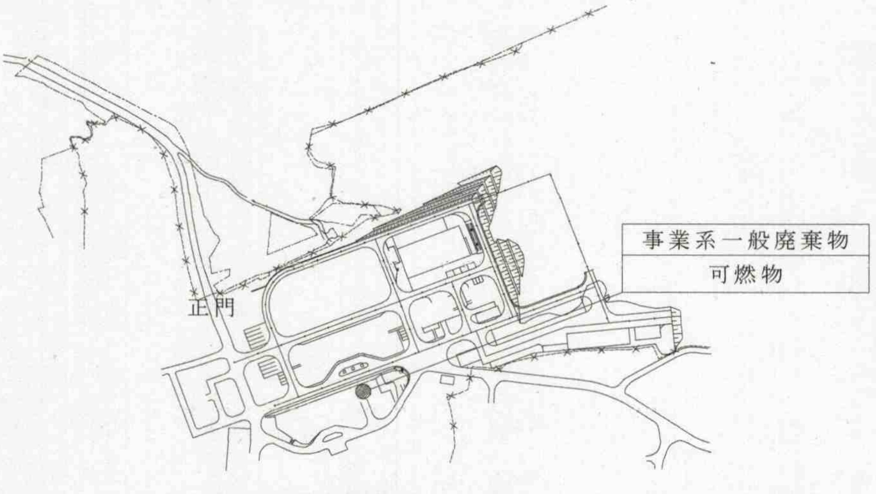

大分分屯地配置図　１／X

仕様書番号：１４

仕　様　書

件 名	令和７年度産業廃棄物処理（大分）	作成年月日	令和７年２月７日
		所　　属	大分弾薬支処総務科
		作 成 者	防衛技官　若菜　英樹

１　適用範囲

本仕様書は陸上自衛隊別府駐屯地が発注する令和７年度の「産業廃棄物処理（大分）」に適用する。

２　実施場所

大分県大分市大字鴛野１２９番地　　陸上自衛隊大分分屯地

３　実施期間

令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）

４　概　　要

産業廃棄物の収集、搬出及び処理を実施する。細部廃棄物の種類等については、下表のとおりとする。（詳細は別紙第１参照）

廃棄物種類	収集回数	年間排出予定数量
缶・ビン	３ヶ月に１回を基準とし、その他監督官が指示した日	600　kg
ペットボトル		600　kg

５　一般事項

(1)　廃棄物の収集場所については別紙第３に示した場所とし、また監督官が別に示した場所のものを収集することとする。

(2)　請負業者は県知事が発行した「産業廃棄物処分業許可証」及び「産業廃棄物収集運搬業許可証」を保有していることとする。

(3)　収集作業の際に官側の施設等を破損・損傷させた場合には、速やかに監督官へ報告するとともに原状に復旧させることとする。

(4)　収集作業中は、安全管理を十分に留意し、事故等が発生しないよう行うこととする。

(5)　廃棄物の処分は、関係法令・規則及び自治体の条例等を遵守して行うこととする。

(6)　収集時間は、原則として午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間は除く。）とする。ただし、諸般の事情により収集時間が監督官から別に示された場合は、その時間に従うこととする。

(7)　自衛隊の敷地内に入る際は分屯地の規律に従い、入門手続きを行うこととする。

(8)　その他疑義が生じた場合は、監督官と協議して実施することとする。

６　特記事項

(1)　毎回の収集搬出処分の量等は別紙第２「大分分屯地産業廃棄物処理報告書」に所定の数量等を記載し、公益社団法人全国産業資源循環連合会発行の「産業廃棄物管理票」の最終処分証明（Ｅ票）と併せ、当該回収月の翌月に提出することとする。

(2)　廃棄物の計量については、大分分屯地内で収集したもののみとし、それ以外で収集した廃棄物や誤収集した廃棄物を混入させての計量は不可とする。

(3)　隊員の生活ごみ（もえないごみ等）や監督官が指示していない廃棄物は本件の対象外であるため、誤収集がないよう注意することとする。

別紙第１

令和７年度大分分屯地産業廃棄物排出予定数

月	缶・ビン	ペットボトル
４　月	200　kg	200　kg
５　月		
６　月		
７　月	200　kg	200　kg
８　月		
９　月		
１０ 月	100　kg	100　kg
１１ 月		
１２ 月		
１　月	100　kg	100　kg
２　月		
３　月		
合　計	**600　kg**	**600　kg**

※上記の予定数は過去の実績を参考に考慮したもので、あくまで目安の数量であり、それよりも多い場合や少ない場合がある。

別紙第２

大分分屯地産業廃棄物処理報告書 〔　　月分〕

日	缶・ビン		ペットボトル	
	重　量	車両数	重　量	車両数
１	kg	台	kg	台
２	kg	台	kg	台
３	kg	台	kg	台
４	kg	台	kg	台
５	kg	台	kg	台
６	kg	台	kg	台
７	kg	台	kg	台
８	kg	台	kg	台
９	kg	台	kg	台
１０	kg	台	kg	台
１１	kg	台	kg	台
１２	kg	台	kg	台
１３	kg	台	kg	台
１４	kg	台	kg	台
１５	kg	台	kg	台
１６	kg	台	kg	台
１７	kg	台	kg	台
１８	kg	台	kg	台
１９	kg	台	kg	台
２０	kg	台	kg	台
２１	kg	台	kg	台
２２	kg	台	kg	台
２３	kg	台	kg	台
２４	kg	台	kg	台
２５	kg	台	kg	台
２６	kg	台	kg	台
２７	kg	台	kg	台
２８	kg	台	kg	台
２９	kg	台	kg	台
３０	kg	台	kg	台
３１	kg	台	kg	台
合　計	kg	台	kg	台

上記のとおり　　月分の大分分屯地から搬出・処分した産業廃棄物について報告します。

令和　　年　　月　　日

請負業者　　　　　　　　　　　　印

大分分屯地案内図　1/X

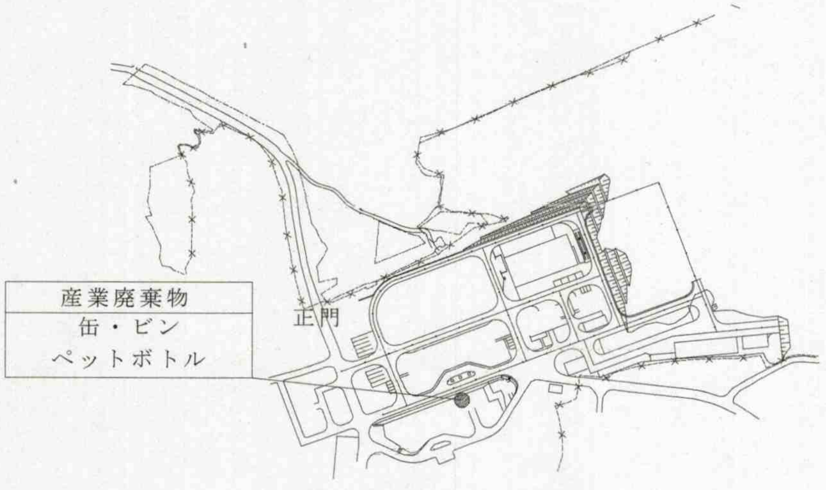

大分分屯地配置図　１／X

仕様書番号：１５

仕　様　書

件名	令和７年度産業廃棄物処理（施設廃材）（大分）	作成年月日	令和７年２月７日
		所属	大分弾薬支処総務科
		作成者	防衛技官　若菜　英樹

１　適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊別府駐屯地が発注する令和７年度の「産業廃棄物処理（施設廃材）（大分）」に適用する。

２　実施場所

大分県大分市大字鴛野１２９番地　　陸上自衛隊大分分屯地

３　実施期間

令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）

４　概　　要

産業廃棄物の収集、搬出及び処理を実施する。細部廃棄物の種類等については、下表のとおりとする。

廃棄物種類	収集回数	年間排出予定数量
廃プラスチック	週１回（金曜日）とし、その他監督官が指示した日	500　kg
蛍光灯	１年に１回を基準とし、その他監督官が指示した日	1,000　kg

５　一般事項

(1)　廃棄物の収集場所については別紙第２に示した場所とし、また監督官が別に示した場所のものを収集することとする。

(2)　請負業者は県知事が発行した「産業廃棄物処分業許可証」及び「産業廃棄物収集運搬業許可証」を保有していることとする。

(3)　収集作業の際に官側の施設等を破損・損傷させた場合には、速やかに監督官へ報告するとともに原状に復旧させることとする。

(4)　収集作業中は、安全管理を十分に留意し、事故等が発生しないよう行うこととする。

(5)　廃棄物の処分は、関係法令・規則及び自治体の条例等を遵守して行うこととする。

(6)　収集時間は、原則として午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間は除く。）とする。ただし、諸般の事情により収集時間が監督官から別に示された場合は、その時間に従うこととする。

(7)　自衛隊の敷地内に入る際は分屯地の規律に従い、入門手続きを行うこととする。

(8)　その他疑義が生じた場合は、監督官と協議して実施することとする。

６　特記事項

(1)　毎回の収集搬出処分の量等は別紙第１「大分分屯地産業廃棄物処理（施設廃材）報告書」により所定の数量を記載し、公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行の「産業廃棄物管理票」の最終処分証明（Ｅ票）を併せて添付して速やかに提出することとする。

(2)　廃棄物の計量については、大分分屯地内で収集したもののみとし、それ以外で収集した廃棄物や誤収集した廃棄物を混入させての計量は不可とする。

(3)　隊員の生活ごみ（もえないごみ等）や監督官が指示していない廃棄物は本件の対象外であるため、誤収集しないよう注意することとする。

(4)　蛍光灯の搬出の際、梱包や整理等については業者自身で行うこととする。

別紙第１

大分分屯地産業廃棄物処理（施設廃材）報告書 〔　　月分〕

日	廃プラスチック		蛍光灯	
	重　量	車両数	重　量	車両数
１	kg	台	kg	台
２	kg	台	kg	台
３	kg	台	kg	台
４	kg	台	kg	台
５	kg	台	kg	台
６	kg	台	kg	台
７	kg	台	kg	台
８	kg	台	kg	台
９	kg	台	kg	台
１０	kg	台	kg	台
１１	kg	台	kg	台
１２	kg	台	kg	台
１３	kg	台	kg	台
１４	kg	台	kg	台
１５	kg	台	kg	台
１６	kg	台	kg	台
１７	kg	台	kg	台
１８	kg	台	kg	台
１９	kg	台	kg	台
２０	kg	台	kg	台
２１	kg	台	kg	台
２２	kg	台	kg	台
２３	kg	台	kg	台
２４	kg	台	kg	台
２５	kg	台	kg	台
２６	kg	台	kg	台
２７	kg	台	kg	台
２８	kg	台	kg	台
２９	kg	台	kg	台
３０	kg	台	kg	台
３１	kg	台	kg	台
合　計	kg	台	kg	台

上記のとおり　　月分の大分分屯地から搬出・処分した産業廃棄物（施設廃材）について報告します。

令和　　年　　月　　日

請負業者　　　　　　　　　　　　　　　印

大分分屯地案内図　1/X

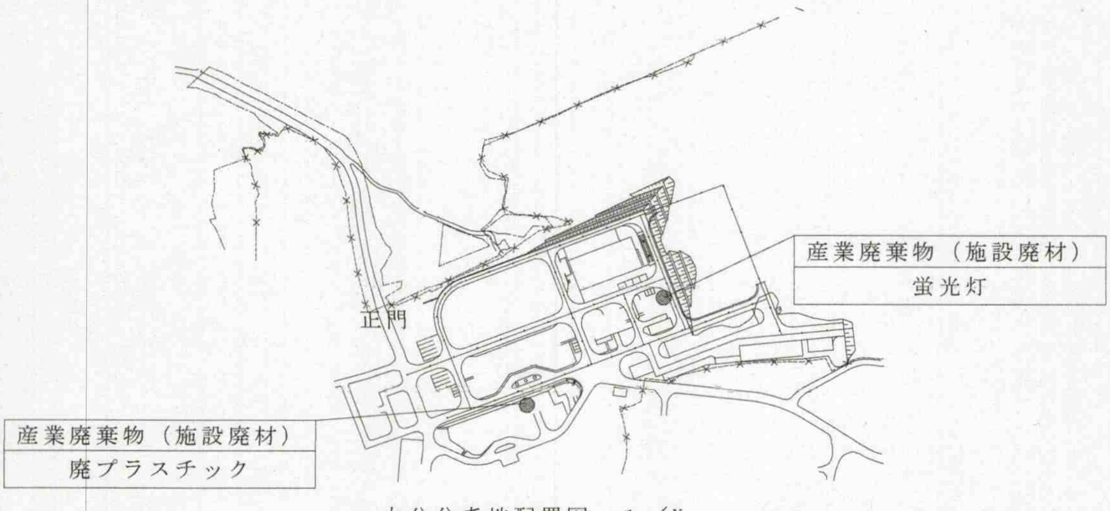

大分分屯地配置図　１／X